

宮崎市議会市民参加型プラットフォームを活用した広報広聴事業に関する 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

宮崎市議会市民参加型プラットフォームを活用した広報広聴事業（以下「本業務」という。）では、デジタル技術を活用して多様な世代の市民と議会の距離を縮め、市民に開かれた議会の実現を図ることを目的とする。

また、市議会ホームページや議会SNS等とも連動し、より効果的な情報発信ができるような業者の選定を行う。

2. 業務の概要

(1) 業務名

宮崎市議会市民参加型プラットフォームを活用した広報広聴事業

(2) 業務内容

宮崎市議会市民参加型プラットフォームを活用した広報広聴事業業務委託要求仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日～令和9年4月30日まで

3. 委託料に関する事項

次の金額を超える提案は認めない。

(1) 本業務の見積上限額（消費税及び地方消費税を含む）

委託料：10,120,000円

(2) 年度毎の見積上限額（消費税及び地方消費税を含む）

令和5年度	1,980,000円
令和6年度	2,640,000円
令和7年度	2,640,000円
令和8年度	2,640,000円
令和9年度	220,000円
合計	10,120,000円

4. プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、専門的な技術・ノウハウを有する業者からの提案を受け、それらを評価し、受託候補者を選定するため。

5. プロポーザル方式及びその理由

本業務においては、同様の業務実績を有する業者が複数おり、広く提案を受ける必

要があることから「公募型」とする。

6. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとし、複数の事業者による業務の履行は認めるが、契約者は1事業者とする。

なお、契約の履行の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。主要な部分以外の第三者への委託に関しては、書面により発注者の承諾を得るものとする。

- (1) 宮崎市の競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (3) 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規程に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (5) 宮崎市税及び国税について滞納がないこと。
- (6) 法人等にあつては役員等（個人にあつてはその者）が宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 参加申込書の提出期限から受注候補者の選定までの間に、宮崎市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。

7. 選定スケジュール

実施内容	期日等
実施要領等の公表	令和5年5月1日（月）
参加申込に関する質問の提出締切	令和5年5月12日（金）正午まで
参加申込に関する質問の回答日	令和5年5月16日（火）
参加申込書の提出締切	令和5年5月22日（月）午後5時まで
参加資格審査結果の通知日	令和5年5月24日（水）
企画提案書等に関する質問の提出締切	令和5年5月29日（月）正午まで
企画提案書等に関する質問の回答日	令和5年6月1日（木）
企画提案書等の提出締切	令和5年6月6日（火）午後5時まで
プレゼンテーションの実施	令和5年6月14日（水）予定
評価結果の通知	令和5年6月16日（金）予定

委託事業者の決定と契約締結	上記通知日以降
---------------	---------

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり。

8. 参加申込みの手続き

(1) 提出方法

参加申込書兼誓約書（様式第1号）を、提出期限までに持参又は郵送（書留郵便に限る）により事務局あて提出すること。

※郵送後には、必ず電話連絡を行うこと。

(2) 提出期限

①持参の場合 令和5年5月22日（月）午後5時必着

②郵送の場合 令和5年5月22日（月）までの消印有効

(3) 結果通知

審査結果について、令和5年5月24日（水）までに通知する。

9. 企画提案書等の提出について

(1) 企画提案書等の内容

①企画提案書（様式任意）

・「宮崎市議会市民参加型プラットフォームを活用した広報広聴事業に関する公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に沿って記載を行なうこと。

②見積書（様式第2号）及び見積金額の内訳書（任意様式）

※記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算した額とし、その額をもって提案価格とする。

③機能要件一覧（様式第3号）

(2) 提出部数等

・正本を1部、副本を8部提出。

・提出書類は、上記書類番号順にセットして、任意のインデックス（見出し）を貼り提出。

※正本には、提案者名を記載し、見積書には押印（契約時に使用する印鑑）をすること。

※副本には、会社名や会社を特定される部分を消して作成すること。（押印不要）

※会社案内等の事業概要などがある場合は別綴りとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）により事務局あて提出すること。

※郵送後には、必ず電話連絡を行うこと。

※提出期間内であれば、再提出（差替え含む）は可能とする。

(4) 提出期限

①持参の場合 令和5年6月6日（火）午後5時必着

②郵送の場合 令和5年6月6日（火）までの消印有効

10. 評価方法

(1) 評価基準

別紙「宮崎市議会市民参加型プラットフォームを活用した広報広聴事業に関する公募型プロポーザル提案書評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- ・企画提案内容を確認するため、参加申込者の負担においてプレゼンテーション等を実施する。
- ・プロジェクターやスクリーン、電源以外の機器を使用する場合は参加申込者が準備すること。

①日 程 令和5年6月14日（水）（予定）

②場 所 市が指定する場所

③出席者 1者につき、3名以内とする。

④実施時間 1者につき、30分以内とする。

（プレゼンテーション20分、質疑応答10分を予定）

(3) 受託候補者の選定方法

- ①宮崎市議会市民参加型プラットフォームを活用した広報広聴事業に関する公募型プロポーザル選定委員会設置要綱第3条に規定する者が、提案内容の審査を行い、評価基準に基づき採点を行う。
- ②各採点のうち、最高得点と最低得点を除く採点結果を合計したものを合計得点とする。
※最高得点及び最低得点が複数いる場合は、それぞれ1名分を除外する。
- ③②の方法によって算出した合計得点が最も高い提案業者（以下、「最高得点者」という。）を受託候補者として選定する。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、次に合計得点の高い者から順に交渉を行う。
- ④最高得点者が複数いる場合は、評価項目の中で最も配点の高い「企画提案内容」について、各評価者の合計得点（②と同様の方法）が最も高い参加者を受託候補者とする。
- ⑤上記にかかわらず、合計得点が満点時（全評価者人数分の満点の合計から2人分を除いた点数）の50%未満の場合には、受託候補者として選定しない。

11. 質問について

(1) 質問の受付及び回答方法

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式第4号）をメール又はFAXにより、事務局あて送付すること。なお、その際には必ず事務局へ受信確認の連絡を行うこと。回答は宮崎市ホームページに記載し、個別には回答しない。

(2) 受付時間など

①参加申込に関する質問

告示日から令和5年5月12日（金）正午まで

※回答は、令和5年5月16日（火）までに行う。

②企画提案書等に関する質問

告示日から令和5年5月29日（月）正午まで

※回答は、令和5年6月1日（木）までに行う。

※ただし、質問の内容が、企画提案書等の作成作業を進める上で、大きな影響を及ぼすと判断されるものは、随時回答する。

1 2. 評価結果の通知について

評価結果は、参加申込者に対し、参加申込書兼誓約書（様式第1号）に記載された電子メール宛に令和5年6月16日（金）までに通知を行う。また、宮崎市ホームページにも審査結果を公表する。なお、評価結果通知に記載した内容以外の質問には回答しない。

1 3. 契約に関する基本事項について

（1）契約方法

優先交渉権を与える順位の決定後、順位が最も高い者と契約締結の交渉を行う。なお、契約締結の交渉の結果、合意に至らなかったときは、次に順位が高い者と契約締結の交渉を行う。

（2）契約内容

契約内容は、企画提案書等に基づき、契約を行う者とともに内容を確認のうえ、決定するものとする。

（3）契約保証金

契約締結に当たっては宮崎市財務規則第105条の規定により、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第105条第1項各号に該当するときは免除できるものとする。

（4）契約締結における個人情報の取り扱いについて

契約締結に当たっては、別に定める個人情報取扱特記事項に従い、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（5）機密保持

本契約に関連して知り得た業務上の機密情報を第三者に漏らしてはならない。また、本業務遂行に当たっては「宮崎市情報セキュリティポリシー」（宮崎市ホームページに公開）を遵守すること。

1 4. その他

- ・企画提案書等は、1者につき1案とする。
- ・提出された企画提案書等は、返却しない。
- ・企画提案書等の作成・提出等に要する費用は、提案者が負担するものとする。

- ・参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第5号）をメール又はFAXにより、事務局あて送付すること。なお、その際には必ず事務局へ着信確認の連絡を行うこと。
- ・企画提案書等の著作権は参加申込者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルの評価及び議会報告等で必要と判断した場合は、企画提案書等添付書類の複製作成及び内容を無断・無償で使用できるものとする。

15. 問い合わせ及び提出先（事務局）

担当部署：宮崎市議会事務局議事調査課（担当：谷山・島津）

Eメール：50cyousa@city.miyazaki.miyazaki.jp

住 所：〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号

電 話：0985-21-1887

F A X：0985-31-0979